

「アメリカン・ドリーム・ファンド」受益者の皆様

平成 28 年 8 月 24 日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

「アメリカン・ドリーム・ファンド」
マザーファンドの約款変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、弊社の投資信託をご愛顧賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、ご投資頂いております「アメリカン・ドリーム・ファンド」（以下、「当ファンド」）のマザーファンドである「米国小型成長株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」）において、投資信託約款を下記の通り変更致しましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

<約款変更日>

平成 28 年 8 月 24 日（水）

<約款変更を行う理由>

マザーファンドにおいて、米国株式等の運用指図に関する権限を委託しておりましたアールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー（以下、「RS インベストメンツ」）が平成 28 年 7 月 29 日をもって、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「ビクトリー・キャピタル」）に買収されました。これにより、マザーファンドにおける米国株式等の運用指図に関する権限の委託についての契約の締結先が、ビクトリー・キャピタルに変更されましたので、マザーファンド約款の該当箇所を変更させていただきます。

マザーファンドにおいては、今回の買収後も RS インベストメンツの運用チームが、ビクトリー・キャピタルの傘下で、運用の独立性を維持し、従来通りの投資プロセスで運用を継続致します。従いまして、マザーファンドおよび当ファンドともに運用方針、運用戦略等に変更はないため、今般の約款変更は「重大な約款変更」には該当しません。

添付：マザーファンド 約款変更の内容（新旧対照表）およびビクトリー・キャピタルの概要

「米国小型成長株マザーファンド」の信託約款変更に係る新旧対照表

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>② 米国株式の運用については、<u>ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク</u>に運用の指図に関する権限を委託とします。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p> <p>第 15 条（運用の権限委託） 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。 委託する範囲：米国株式の運用の指図に関する権限を委託します。 委託先名称：<u>ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク</u> 委託先所在地：<u>米国 オハイオ州クリーブランド</u></p> <p style="text-align: center;"><後略></p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>② 米国株式(ADR 等を含みます。)等の運用については、<u>アールエス・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー</u>に運用の指図に関する権限を委託とします。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p> <p>第 15 条（運用の権限委託） 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。 委託する範囲：米国株式等の運用の指図に関する権限を委託します。 委託先名称：<u>アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー</u> 委託先所在地：<u>米国 カリフォルニア州サンフランシスコ市</u></p> <p style="text-align: center;"><後略></p>

ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクについて

社名：Victory Capital Management Inc（ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク）

- オハイオ州クリーブランドに拠点を構え、複数の専門店型運用グループを傘下に持つマルチ・ブティック・ハウス
- 2015 年 12 月末の運用・助言資産額は、約 331 億ドル
（内訳）米国株式 255 億ドル、米国外株式 22 億ドル、債券 50 億ドル、その他 3 億ドル
- 傘下の運用グループは、運用の独立性を維持し、独自の企業文化と投資アプローチをもって運用に注力する一方、同社が販売やオペレーションを強力にサポート